

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の方へ (国・北海道の支援制度のお知らせ)

新型コロナウイルス感染症により影響を受けている事業者の方への支援制度をお知らせします。
制度の詳細は、各連絡先へお問合せください。

制度名	主な対象要件	支給金額	申請期限	連絡先
①月次支援金 【経済産業省】	令和3年4月以降に発令された緊急事態宣言・まん延防止等重点措置により、令和3年4月以降の月間売上が前年（前々年）比で50%以上減少していること ※②と重複受給不可（同月分）	【法人】 上限20万円／月 【個人事業者等】 上限10万円／月	【4・5月分】 8月15日(日) 【6月分】 8月31日(火) 【7月分】 9月30日(木)	月次支援金事務局 ☎0120-211-240
②緊急事態措置 協力支援金 【北海道】	令和3年5月、6月の緊急事態宣言に伴う北海道の営業時短要請等に協力した飲食店、カラオケ店、結婚式場 【要請期間】 ・5月16日～31日（遅くとも5月18日から） ・6月1日～20日 ※①と重複受給不可（同月分）	【中小企業・個人事業者】 2.5万円～20万円／日 【大企業】 最大20万円／日 ※いずれも1店舗ごと	【5・6月分】 8月31日(火)	北海道感染防止 対策協力支援金 コールセンター ☎011-350-7377
③道特別支援金 A【北海道】	令和2年11月～令和3年3月のいずれかの月の売上が前年（前々年）比で50%以上減少していること ※一時支援金と重複受給不可	【法人】 20万円 【個人事業者等】 10万円	8月31日(火)	北海道特別支援金 コールセンター ☎011-351-4101
④道特別支援金 B【北海道】	令和3年4月～7月のいずれかの月の売上が前年（前々年）比で30%～50%未満減少していること ※①・②と重複受給不可	【法人】 10万円 【個人事業者等】 5万円	9月30日(木)	

お問合せ 経済企画課 ☎21-3100

HP <https://www.city.hakodate.hokkaido.jp/docs/2020041600081/>

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方へ

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免

新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合、保険料を減免する制度があります。詳しくは市のHP、決定通知書に同封または記載している案内をご覧ください。

対象世帯

- ▷新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯
 - ▷新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年に比べて3割以上の減少が見込まれる世帯（前年合計所得に一定の上限あり）
- 該当すると思われる方は、下記専用ダイヤルへお問合せください。対象要件を確認した後、申請書を送付します。

※ お電話の際は、保険証と昨年の確定申告書の控えなど収入がわかる書類をお手元にご用意ください。

お問合せ

▷国民健康保険料・後期高齢者医療保険料＝国保年金課減免専用ダイヤル ☎21-3906

▷介護保険料＝介護保険課減免専用ダイヤル ☎21-3977

国民年金保険料の免除

令和2年2月以降に収入が減少した場合、令和3年度（令和3年7月～令和4年6月）の国民年金保険料の臨時特例免除を希望される方は、令和2年度の申請をした場合であっても、改めて申請が必要となります。

申請方法や申請書等は、日本年金機構のHPをご覧ください。

HP <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/menjo/>

お問合せ 国保年金課 ☎21-3159